

## 第86回千葉県大規模小売店舗立地審議会

- 1 日 時：平成23年5月31日（火） 午後2時から午後2時51分まで
- 2 場 所：プラザ菜の花 3階 菜の花
- 3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（8名）  
伊藤委員、門井委員、鬼沢委員、木村委員、古宮委員、榛澤委員、  
安井委員、轟木委員（書面）  
事務局  
商工労働部 影山次長  
経営支援課 石渡課長、江澤室長、森副主幹、宮崎副主幹、  
鈴木主査、菅原主査  
県土整備部都市計画課 西川副主幹

### 4 開 会：

#### ① 審議案件概略説明

<事務局> 審議会に先立ち、平成23年度の職員の人事異動の紹介を申し上げます。（以下中略）

続きまして本日の審議案件は、市原市五井の（仮称）五井駅東ショッピングセンター及び東金市押堀のサンキ東金店の計2件で、すべて新設の届出案件となっております。また、報告案件といたしましては、モラージュ柏ほか、既存店舗の変更として届出のあったもの計9件となっております。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

② 成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

③ 議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。）

④ 議事録署名人選出（議長が榛澤委員と門井委員の2名を指名した。）

### 5 議 事：

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見の審議は、次のとおりであった。

<伊藤会長> 本日の2件の審議案件の所在地はスライドに出ています。それで

は、(仮称)五井駅東ショッピングセンターから説明をお願いします。

(スクリーン (以下「SC」と表記))

### ①(仮称)五井駅東ショッピングセンターについて

<事務局> 審議案件1、(仮称)五井駅東ショッピングセンター、新設案件でございます。スクリーンと審議資料の1ページをあわせてごらんください。

(SC広域見取り図) 所在地は市原市の五井駅前東土地区画整理事業地内で、JR内房線五井駅から南東へ約1kmの市道沿いに位置しております。建物の設置者は株式会社カインズ、小売業者は株式会社ケーズホールディングス及び株式会社精文館書店となっております。

(SC概要) 敷地の概要ですが、敷地面積は2万8,071㎡、用途地域は近隣商業地域となっております。建物構造は鉄骨造り平屋建てでございます。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成23年7月2日、店舗面積は2施設の合計で8,454㎡、営業時間は午前10時から午後9時まで、精文館書店については24時間営業となります。駐車場の利用可能時間は午前9時30分から翌午前9時30分まで24時間という形でございます。荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時までとなっております。

(SC住宅地図) 周辺の環境ですが、スクリーンをご覧ください。計画地の南東側は道路を挟み更地、店舗及び駐車場の計画地、南西側は道路を挟み更地、北西側は道路を挟み市原市の総合公園の計画地、北東側は道路を挟み更地となっております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、市原市から意見が出されておりますので、後ほどご説明させていただきます。

(SC建物配置図) 2ページ目をお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

駐車場は、指針を上回る443台を確保する計画です。出入り口は2カ所設け、いずれも左折イン、左折アウトとなっております。

また、交通への支障を回避するための方策として、オープン時、年末年始等の繁忙期には交通整理員を駐車場の出入り口付近に配置するほか、看板の設置や路面標示をする計画です。

また、駐輪場は、市原市の条例を上回る345台を確保する計画で、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて荷さばき施設の整備等についてですが、荷さばき施設は各店舗施設の北西に設

け、面積はAが120㎡、Bが76㎡、合計で196㎡、同時作業可能台数は各1台の計2台、ピーク時の1時間当たりの搬出入車両数は各1台の計2台で、施設は充足しており、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC経路図) 次に経路設定ですが、スクリーンのとおり、店舗への誘導は、いずれの方角とも交差点9を経由し、各出入り口から左折インの計画となっております。この経路の周知は、オープン時や特売日の新聞折り込みチラシに経路案内図を掲載するほか、繁忙期には交通整理員を配置する計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC建物配置図) 3ページをお開きください。スクリーンは建物配置図になります。

歩行者の通行の利便性の確保については、駐車場内には歩行者用通路を設置して歩車の分離をすることで歩行者の安全を確保し、繁忙期には交通整理員を配置する計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC廃棄物の減量化) 続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンをご覧ください。

減量化については、梱包材等について搬入業者が持ち帰りをし、折りたたみコンテナ等を使用することにより段ボールの使用量を削減する、レジ袋削減の呼びかけや商品のばら売りを推進し廃棄物の減量化を図るなど、

(SCリサイクル計画) また、リサイクル計画については、段ボール等は搬入業者が持ち帰りリユース、リサイクルを行う、店頭回収ボックスを設置しリサイクル業者に委託するなど、適切な配慮がなされていると認められます。

次に防災・防犯対策への協力に関してですが、防災対策は、地方公共団体から要請があった場合は、災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部使用や店舗で扱っている物資の緊急時における提供について必要な協力をする。防犯対策として、駐車場内の適切な照明、警備員や従業員による定期巡回、閉店後は24時間営業部分と閉店部分を分離して施錠し管理するなど、適切な配慮がなされていると認められます。

次の騒音については担当からご説明させていただきます。

<事務局> それでは、騒音の発生に係る事項について説明します。写真により周辺状況を説明させていただきます。

お手元の資料の図2の周辺見取り図をあわせてご覧ください。

(SC写真1) こちらの写真は店舗北西側の大きな交差点、図2を縦に見たときの右下のところからになりますが、こちらから見た店舗全景です。

(SC写真2) 店舗北東側の状況です。歩道を挟んで更地となっており、その奥にイトーヨー

カ堂計画地の更地、突き当たりにカインズモール市原があります。

(SC写真3) 店舗北西側の状況です。道路を挟み左側が店舗、右側は造成中の総合公園です。

(SC写真4) 店舗南西側です。道路を挟んだ向かいは現時点更地で、その奥に離れて住居が存在します。写真右の住宅は住宅展示場で、店舗とは交差点を挟んだ筋向かいに位置します。

(SC写真5) 店舗南東側の状況です。歩道を挟みイトーヨーカドー計画地の更地になっています。

それから、5ページの上の表とスクリーンをあわせてごらんください。

(SC騒音予測地点図―等価騒音) A棟は右側になります。A棟は夜間の営業はなく、駐車場も夜間は閉鎖しますが、こちらのほうは24時間稼働するキュービクル等があります。B棟につきましては、24時間営業です。荷さばき作業は夜間には実施しません。

等価騒音の予測につきましては、南西側は第2種住居地域、それ以外の地点については近隣商業地域であり、それぞれの基準をすべて満たしています。

(SC騒音予測地点図) 夜間最大値の予測については、設備機器は店舗側敷地境界で基準値を満たしております。来客車両走行音については、B棟側の車両出入り口で74dBと基準値50dBを超過します。しかしながら、保全対象側では47dBと基準を満たしていること、公園予定地であることから、周辺環境に与える環境は軽微であると認められます。

以上です。

<事務局> 次に、7ページをお開きください。廃棄物についてですが、スクリーンの建物配置図をごらんください。

(SC建物配置図) 廃棄物の保管施設は、店舗南東側に指針を上回る64㎡を確保し、また、廃棄物の処理方法についても許可業者による敷地外処理を毎日行う計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に敷地内の緑化計画ですが、法的規制はありませんが、市の景観計画に沿って敷地面積の6%に当たる1,725㎡を緑地化することとしております。

街並みづくり、景観への配慮といたしまして、市の景観計画に沿って建物を低く抑え、統一感のある意匠や色彩とするなど、屋外照明等についても点灯時間や照射角度などへの適切な配慮が認められます。

(SC市町村意見) 次に、8ページをお開きください。続いて市原市から意見が提出されております。スクリーンをごらんください。6項目、9件の意見がございました。

まず、駐車場・交通関係としまして、駐車場の出入り口の安全対策について配慮されたい。対応といたしまして、安全対策に努める計画だが、開店後においても安全対策を検証し、適時適正な対応を講じていく。

次に、廃棄物の減量化及びリサイクル関係といたしまして、店舗から生ずる廃棄物のうち、紙類、瓶、缶、ペットボトル、生ごみ等については、できる限り再資源化を行い、廃棄物の減量及び市清掃施設への搬入抑制に努められたい。対応といたしまして、できる限り再資源化を行う。また、簡易包装やレジ袋の削減を進めるとしております。

次に、エコショップ制度の活用等により、ごみの減量と再資源化に協力されたい。なお、エコショップ制度なんですけれども、これは市原市のほうで、環境に優しい対策を行う企業を星1つから3つでその取り組みを認定しているという制度でございます。その対応といたしまして、市原市が実施しているエコショップ制度の活用を検討し、減量化及びリサイクルに協力する。

次に防災・防犯関係として、防犯カメラの設置や警備員の巡回等による駐車場内の防犯対策に努められたい。その対応として、影部分をつくらぬ夜間照明や従業員及び警備員による巡回パトロールを実施するとしております。

騒音関係として、騒音、振動及び悪臭等により、周辺住民の生活環境が損なわれないよう配慮されたい。この対応といたしまして、騒音、振動及び悪臭等の発生を極力抑制します。なお、周辺住民から苦情が発生した場合は誠意を持って対応し、速やかに処置を講じるとしております。

廃棄物関係として、店舗から生ずる廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区別して適正な処理をされたい。対応としまして、できる限り分別し、市の指定業者に委託し、適正に処理するとしております。

次に、ごみの収集時間は深夜、早朝を避けられたい。対応としまして、深夜、早朝における作業回避等、回収時間帯を制限するとしております。

街並みづくり関係として、五井駅前東口地区におけるまちづくりのコンセプトである交流とにぎわいの創出に資する店舗デザインとし、特にプロムナード及び歩行者専用道路に面する部分は留意されたい。対応といたしまして、五井駅前東口地区の整備計画に定められた事項を遵守するほか、回遊性や広がりにも配慮し、接道部分に緑地帯を設けたり、建築物等の色彩など調和を図るよう配慮し、交流とにぎわいの創出に資する店舗とするとしております。

次に、市原市景観計画の誘導方法において、誘導サイン、看板の整理、集約と配置、デ

ザインの調和に努めることとされていることから、屋外広告物の計画の際には配慮されたい。対応といたしまして、市原市景観計画の基準に適合させて周辺環境との調和を図るとしております。

なお、これらの対応策について、市原市は了承済みとのことでございます。

以上ですが、市の意見については適切な対応がなされていると認められます。

(SC県の意見(案)) 最後に10ページの総合判断ですが、駐車・駐輪需要、荷さばき施設、騒音、廃棄物保管容量、廃棄物処理、街並みづくり等、いずれも指針に照らし適切な配慮がなされていると認められるため、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

(SC書面による意見) なお、轟木委員から書面による意見が提出されておりますので、読み上げます。家電専門店テナントAが夜間9時閉店、テナントBが24時間営業ということで、夜間営業が近隣環境への配慮がされているか検証しました。近隣は大型スーパー出店計画地、公園、畑、東側一部に住居造成中ではありますが、24時間営業のテナントBは住居造成地に隣接していないことと騒音基準値もクリアしていることから問題ないという判断をいたしました。また、防災対策についても、関東地域にいまだ地震が続いている状況から、緊急時には配慮事項のとおり協力いただきたい。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> 今、スライドに出ているのは轟木委員の意見でございます。

それでは、そのままスライドを出していただいておいて、委員の方から今の説明に対しましてご質問、あるいはご意見があれば、ご専門の先生、特にございませんか。

<鬼沢委員> 店舗内でのごみ減量に努力をされる計画があるんですが、その中に「メーカーと協力して梱包材等の簡素化を行います」という1行があります。これはとてもいいことだと思います。家電の場合、メーカーから梱包されてくる梱包材が圧倒的に多いですから、お店だけではなくて、そういう連携がとても大切だと思いますので、積極的に進めていっていただきたいと思っております。

<伊藤会長> 大変いいことだと、そのような意見があったことをお伝えいただきたい。

安井委員、交通関係は。

<安井委員> 土地区画整理事業のところでは道路も非常によく整備されていますし、適切に関連機関と協議されていますので、交通に与える影響は問題ないと判断します。

<伊藤会長> 木村委員、騒音はいかがでしょうか。ここは見たら問題ないようには見受けられますけれども。

<木村委員> 書店が24時間営業ということですのでけれども、来客車両の出入り口付近には住居はありませんで、そこについては問題ないと思っています。

<伊藤会長> ほかに委員の方でいかがでしょうか。県のほうの総合判断としては1から6まで適マークが出ており、県の意見は「意見なし」ということでございますが、よろしゅうございましょうか。ご異議なければ妥当であるということで判断をいたします。ありがとうございました。

それでは、ただいまの案件は県の「意見なし」で承認をいたしました。

## ②サンキ東金店について

<伊藤会長> それでは、2つ目に参ります。これはサンキ東金店で、小売店舗も三喜で、主として衣料品ですね。近隣に余り住居がないという地域でございます。早速、事務局のほうから説明をお願いいたします。

<事務局> それでは、審議案件2の説明をさせていただきます。名称はサンキ東金店、スクリーンと審議資料の1ページをあわせてごらんください。

(SC広域見取り図) 所在地は東金市押堀で、JR東金線東金駅から南西へ約1.5kmの国道128号線沿いに位置しております。建物設置者及び小売業者は、ともに株式会社三喜となります。

(SC概要) 敷地の概要ですが、敷地面積は9,154㎡、用途地域は無指定地域となっております。建物構造は鉄骨づくり平屋建てとなります。

右の欄の届出概要ですが、新設日は平成23年6月15日、店舗面積は2,855㎡、営業時間は午前10時から午後9時まで、駐車場の利用可能時間帯は午前9時30分から午後9時30分まで、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時までとなっております。

(SC広域見取り図) 周辺の環境ですが、スクリーンをご覧ください。計画地の東側は物販店及び農地、西側はパチンコ店、南側は農地で、北側は道路を挟み戸建て住宅及び農地となっております。

なお、この案件に対する市町村・住民等の意見ですが、東金市から意見が出されておりますので、後ほど説明させていただきます。

(SC導線計画図) 2ページをお開きください。スクリーンは導線計画図となります。

駐車場は、指針を上回る130台を確保する計画です。出入り口は3カ所設け、出入り口①は左折イン、左折アウト、出口専用②は右左折アウト、入り口専用③は右左折インとなっております。

また、交通への支障を回避するための方策としては、オープンセール等の繁忙期には交通整理員を各出入口へ配置、また、案内表示板の設置、誘導矢印等の路面標示をする計画となっております。

また、駐輪場は、指針を上回る86台を確保する計画で、駐車・駐輪需要はともに充足していると認められます。

続いて荷さばき施設の整備についてですが、荷さばき施設は店舗東南側に設け、面積は60㎡、同時作業可能台数は1台で、ピーク時1時間当たりの搬出入車両台数は3台で、施設は充足していると認められます。

(SC経路図) 続いて経路ですが、スクリーン、経路図となります。店舗への誘導は、店舗東方面からは正面の市道から入り口①へ左折イン、西側からは店舗前交差点を右折し入り口③から右折イン、店舗南側からは入り口③を左折インとなります。この経路の周知は、新聞折り込み広告への経路の掲載や店内に案内表示板を設置する、オープン時や繁忙期に交通整理員を配置するなどの計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC建物配置図) 次に、3ページをお開きください。スクリーンは建物配置図となります。

歩行者の通行の利便性の確保については、駐車場内には歩行者用通路を設置し歩車分離を行い、歩行者の安全を確保する計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

(SC廃棄物の減量化) 続いて廃棄物の減量化とリサイクルについての配慮ですが、スクリーンをご覧ください。減量化については、ハンガー納品により運搬用段ボールの削減やリターナブルボックスを使用し、商品搬入時の段ボールの削減を図るなど、

(SCリサイクル計画) また、リサイクル計画については、段ボールや空き缶、空き瓶は指定業者に委託して再生処理するなどの計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に防災・防犯対策への協力に関してですが、防災対策では、自治体より協力要請があった場合は、駐車場の避難場所使用や店舗で扱っている物資の提供について協議検討し、協力する。防犯対策として、駐車場内への適切な照明設備設置のほか、店内には防犯カメラの設置、駐車場利用時間外は出入口をバリカー等で閉鎖するなど、適切な配慮がなされていると認められます。

次の騒音については担当から説明させていただきます。

<事務局> それでは、騒音の発生に係る事項について説明します。写真により周辺の状況から説明させていただきます。

(SC写真1) 写真は店舗北側、隣接するビッグハウスの駐車場から見た店舗全景です。道



路の向こう側が店舗駐車場になります。

(SC写真2) 店舗北東側の状況です。道路を挟んで左側にビッグハウスが隣接しています。

(SC写真3) 店舗北西側の状況です。国道を挟んだ向かいには水田で、離れた位置に住居が存在しています。

(SC写真4) 店舗南西側の周辺の状況です。右側にパチンコ店が隣接しています。

(SC写真5) 店舗南東側の状況です。水田があり、住居は離れています。写真奥はパチンコ店になります。

夜間の営業も荷さばき作業もありません。キュービクルが24時間稼働するほかは夜間に稼働する機器はありません。

(SC騒音予測地点図) 資料5ページとスクリーンをあわせてご覧ください。

総合的な予測・評価及び騒音ごとの夜間最大値の予測値もすべて基準を満たしています。また、住居等が隣接しないこと、左右に既に大型店舗が存在することから、周辺環境に与える影響は軽微であると認められます。こちらが夜間最大値になりまして、キュービクルの一番最寄りの地点で夜間最大値を予測しています。

以上のことから、予測も含め、適切な対応がとられているものと認められます。

以上です。

<事務局> 続いて6ページをお開きください。廃棄物についてですが、スクリーンの建物配置図をご覧ください。

(SC建物配置図) 廃棄物の保管施設は店舗南側に設け、指針を上回る16㎡を確保し、また、処理方法については、許可業者による敷地外処理を毎日行う計画で、適切な配慮がなされていると認められます。

次に敷地内の緑化計画ですが、法令等の規定はありませんが、自主的に敷地の面積の3%に当たる283㎡を緑化する計画です。

街並みづくり、景観への配慮としては、建物は高さを低くし、周辺との調和を図る。また、屋外照明等についても点灯時間、照射角度などへの適切な配慮が見られます。

(SC市町村意見) 次に、7ページをお開きください。続いて東金市から意見が提出されております。スクリーンをご覧ください。4項目、4件ございます。

交通関係で、路上駐車車両を確認した際には、整理人等により適切な誘導を促し、場合によっては店内放送、張り紙による警告など適切な処理をすること。その対応として、多くの来店車両が見込まれるオープン時や年末年始及び特売日等の繁忙時には、各出入口付

近に交通整理員を配置し、周辺道路において入庫待ち車両による渋滞の発生など、周辺道路の交通に影響を与えることがないように来店車両の円滑な誘導を行います。

次に防災関係で、災害時の行動マニュアル、防災体制の整備をし、防災訓練、従業員に対する防災教育を実施すること。その対応として、災害時の行動マニュアル、防災体制の整備並びに防災訓練、従業員に対する防災教育の実施に努めますとしております。

廃棄物関係で、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物について、委託業者等による自己処理をすること。その対応といたしまして、排出される廃棄物の運搬及び処分は千葉県及び東金市許可業者へ依頼し、適正に処理を行います。

街並み関係で、自家用広告及び案内看板などの屋外広告物を表示する場合は千葉県屋外広告物条例による許可を得ること。対応としまして、自家用広告及び案内看板などの屋外広告物を設置する場合には、事前に千葉県屋外広告物条例による許可を得ますとしております。

なお、これらの対応策については、東金市は了承済みとのことでございます。

以上ですが、市の意見については適切な対応がなされていると認められます。

(SC県の意見(案)) 最後、8ページの総合判断ですが、駐車・駐輪需要、荷さばき施設、騒音、廃棄物保管容量、廃棄物処理、街並みづくり等、いずれも指針に照らし適切な配慮がなされていると認められるため、当該店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。

(SC書面による意見) なお、轟木委員から書面による意見が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。衣料店の出店で設置環境の影響も少ないと思います。道路を挟み住宅がありますが、夜間営業もなく問題ないと思います。防災対策については、地震が続いている状況から指針配慮事項どおり協力をお願いしたい。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。このサンキ東金店につきまして、ただいまの説明に対するご質問、あるいはご意見、どなたの委員でも結構でございます。

専門の立場で木村委員、ここは夜間営業もないし、よろしゅうございますか。

<木村委員> 夜間営業がありませんので、騒音に関しましては問題ないと思います。

<伊藤会長> それでは、交通の安井委員、この辺は。

<安井委員> 交通に与える影響としては特に問題ないと思うんですけども、将来、交差点2というところが丁字路で無信号なんですけれども、特に事故があつたり何かしたときには警察のほうで対策をするということになると思います。変形で中央帯があつたり何かするもの

ですから、ちょっと気になるんですが、大丈夫だと思います。

<伊藤会長> 廃棄物につきまして、鬼沢委員。

<鬼沢委員> 衣料品店ですから、特別に店内での減量というのは非常に難しいんですが、お客様に簡易包装を徹底的にお願いすることでしょう。見ていると、靴下1足でも袋に入れることがレジでありますので、お店のほうから積極的に進めていただきたいと思います。

<伊藤会長> おっしゃるとおり、日本は非常に丁寧で、外国では大体大きい袋で全部一緒くたにほうり込むんですけども、そういう点でまだ衣料品はちょっと丁寧過ぎる。

専門の委員の方からは問題ないということですが、ほかに全般的に。鬼沢先生、東金市の意見についても、この対応でよろしゅうございますね。

<鬼沢委員> はい。

<伊藤会長> 特段のご意見がないということで、県の意見は「意見なし」でございますが、これを妥当としてよろしゅうございますでしょうか。

それでは、当審議会では県の「意見なし」は妥当であると審議の結論を出しましたので、県の「意見なし」といたします。ありがとうございました。

○ 議題(2) 変更の届出に対する県意見の報告については、次のとおりであった。

<伊藤会長> それでは、報告事項に入ります。事務局、お願いします。

<事務局> では、簡単にご説明させていただきます。

①のモラージュ柏につきましては、駐車場の出入り口の数及び位置を変更するもので、住民から意見がございましたが、これについても適切な対応がとられておりました。

②のスーパービバホーム習志野店A棟は、駐車場の収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、開店時刻、駐車場の利用時間を変更するものでございます。なお、市町村及び住民からの意見はございませんでした。

③のユニディ菅野店は、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、廃棄物の保管施設の位置及び容量、駐車場の出入り口を変更するものでございます。特にこちらについても市町村及び住民からの意見はございませんでした。

④のサンウェルショッピングプラザは、駐車場の位置及び収容台数を変更するものでございます。こちらも住民及び市町村からの意見はございませんでした。

⑤のイオン銚子ショッピングセンターは、駐車場の位置、開店時刻、駐車場の利用時間、駐車場の出入り口の数及び位置を変更するものでございます。こちらにつきましても、市町

村及び住民からの意見はございませんでした。

⑥のイオンモール富津は、駐車場の位置と収容台数、廃棄物保管施設の位置と容量を変更するものでございます。こちらにつきましても、市町村及び住民からの意見はございませんでした。

⑦の建デポ五井店は、店舗面積の縮小と駐車場の位置及び収容台数、開店時刻、駐車場の利用時間、駐車場の出入り口の数を変更するものでございます。こちらにつきましても、市町村及び住民からの意見はございませんでした。

⑧の木下駅南口ビルは、開店時刻、駐車場の利用時間を変更するものです。こちらについても市町村及び住民からの意見はございませんでした。

⑨のショッピングナリタヤ新安食店は、店舗面積、駐車場の位置、荷さばき施設の位置、駐車場の出入り口の数及び位置を変更するものでございます。こちらにつきましても、市町村及び住民からの意見はございませんでした。

以上、9件につきましての変更事項における周辺環境に及ぼす影響は軽微であるということで、県の意見は「なし」として決定して通知をさせていただきました。

以上です。

○ 議題(3) その他については、次のとおりであった。

配布資料（届出状況一覧）の補足説明を行ったほか、次回開催の第87回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程については後日調整のうえ決定することとした。

6 閉 会：午後2時51分閉会

平成23年 月 日

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印